

四国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成26年4月18日)

開催日及び場所			平成 2 6 年 3 月 2 0 日（木曜日） 四国森林管理局 1 階会議室	
委員			坂本 伸廣 （税理士） 斎藤 章 （公認会計士） 西森やよい （弁護士）	
審議対象期間			平成 2 5 年 1 0 月 1 日～平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日	
審議対象案件			6 1 件 うち、1 者応札案件 2 6 件 	

委員らの意見・質問 それに対する回答等	意見・質問	回答等
	・総合評価落札方式の資格審査会はどこで行われ、メンバーはどのようなになっているか。 ・総合評価落札方式の評価配点の公表はどのようにされているのか。 ・昨今、建設業界でみられる資材の高騰や労務費の上昇は予定価格を積算するうえで反映しているか。 ・工事にも再入札が結構見受けられるがどうか。 ・造林事業、生産事業の入札公告で競争参加資格に「労働安全衛生法に基づく資格者を配置できること」という項目があるものとなないものがあるのはどうしてか。	・森林管理局内で行われ、局長、各部長、原課、経理課がメンバーとなっている。 ・林野庁の入札公告の標準例に従って公表している。 ・四国内では、予定価格を積算するうえであきらかに不利となるような資材の高騰はないと判断している。 労務単価に関しては、通常４月から適用する労務単価を２月より適用し、労務費の上昇に対応している。 ・再入札が増えているのは、公共工事が増えたことで現場に配置する技術者が少なくなり、入札を抑えるといったことがおきているのではないかと考えている。以前は１工事につき技術者は専任としていたが、現在は現場が近い場合は兼任も可能といった緩和措置を行っている。しかし、森林管理局の仕事は山間部が多く、近距離での工事の発注は少ないため緩和措置の効果も薄いと思われる。 ・造林事業のうち地拵え、植え付けについてはチェーンソーを使用しない作業のため、資格を有する者を配置する必要はないが、除伐、保育間伐はチェーンソーを使用する作業であり、事業者は労働安全衛生法に基づく有資格者を配置する必要がある。また、素材生産は、架線作業主任者、伐木・チェーンソー作業従事者、車両系建設機械といった免許や技能講習修了者の配置が必要不可欠であることから競争参加資格の要件としている。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし